

# なぎじん

No. 122

1986年 1月

村章

(毎月1日発行)

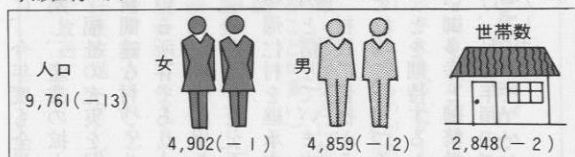


### ▲表紙の写真説明

運天港は、我が村と密接なつながりを持っている。1916年（大正5年）役場を現在の仲宗根に移転するまでは、運天港を目前に役場があった事を村史には記録されている。

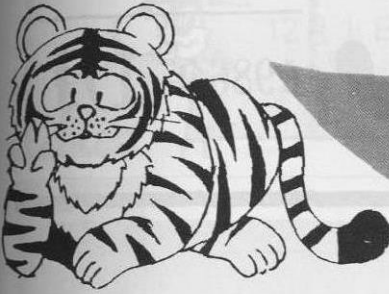
その後も、パイン缶詰の積出、台湾からの砂糖の輸入等にてぎわい、これからも村の海の玄関として、重要な役割を持っている。

今帰仁村の人口 昭和60年11月30日現在( )内は前月比



### 今月の主な内容

- 二 村民が主体となる村を成人の自覚を行動に
- 三 はたちになったら国民年金の黒字決算に
- 四・五 今帰仁村民の家計簿をご覧下さい。昭和五九年度は三六、七四九千円
- 六 昭和五九年特別会計決算 国保・老人医療・水道事業会計 奥さんにも自分名義の年金が
- 七 サラリーマンの奥さん 現況届は提出されましたか 湧川区で字内駅伝大会
- 八 総合展示会も行う
- 九 園児を募集しています。あなたも初めてみませんか
- 十 軽スポーツ「インディアカ」 昭和六十年中に土地や建物を買った
- 十一 ときの税金の計算方法



# 輝かしい新春を

## およろこび申し上げます。

(行祭日1月第)

# 1986年(昭和61年) 今年寅年です

### 村民が主体となる村を

### 今帰仁村長 松田 幸福



村民の皆様明けましておめでとうございます。希望あふれる新年を迎えるにあたり、謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。

村政は誰のためでもない村民のためのものであり「村民が主体となる村民による村づくり」が必要なことは言うまでもありません。本村が、産業、教育、文化、福祉など様々な分野で着実に進展していることは、ひとえに、村民の不断の努力の賜であり心より敬意と御礼を申し上げます。

国家財政の硬直化が進む今日、国や県では、行政改革により、財政の再建を図ろうとしています。ところが行政の無駄をはぶき、健全な運営を担うはずの行革が、福祉、教育、医療の切り捨て、各種補助金の削減という形で、国民に多大な影響を及ぼ

す憂慮すべき事態を生じつつあります。

オイルショック以来低迷を続ける我が国経済の中で、沖縄の経済動向は、基地経済から観光経済へと一応の落着きを見せているものの、まだ安定経済とはいえない難い多くの問題を抱えています。今後とも本県の持つ固有

「虎は千里を行って、千里を帰る」という諺があります。一般には、勢いの盛んなこと、の例えとして用いられますが、もう一つ別の解釈があるようです。さて、その虎は何をしに千里の道をおわけて帰るのでしょうか。

実は、虎は自分の子供の心配で戻るのであります。恐ろしいものの代表のようにわれている虎ですが、大変に子供を大切にしますので、  
「虎の子」と言う言葉のこのあたりから来たのでしよう。

虎はエトの動物たちのうち、日本に棲んでいない唯一の動物です。もつとも辰(竜)もいませんが、これは想像上の動物ですからどこにもいません。

の風土、文化条件を活かしつつ創意工夫をこらした産業経済拡張が必要といえましよう。

村政は申し上げるまでもなく村民の暮らしと生命を守るのが最大の課題であります。

これを育むためにも平和の存続と、基本的人權の尊重、自然の保護は欠すことはできません。

虎は中国をはじめ、東南アジアなどには広く分布していますから、エトのつくられた中国では、なじみのある動物だったのです。

もつとも、虎は日本で見ることもできないにもかかわらず、その存在はかなり早くから知られていました。七世紀の日本書紀にはすでに「天智元年(六六六年)には虎の皮が大陸から渡来しています。

そして、大陸文化とともに、虎に関する故事、諺がいろいろ伝えられ、いまでも広く知られています。

たとえば、日ごろなんとなく使う「虎視眈眈(あせみ)」を

それらを基に、今年度も全村民の英知を結集し、産業の拡大、教育、文化、福祉の充実を図り安定した清新闊達な村づくりをめざしてまいる所存であります。さらにそのことが現代に生きる我々のみならず次代を担う子や孫に誇れる今帰仁村を継承する礎になるものと信じています。

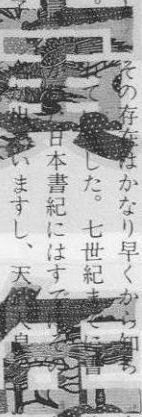
おわりに、「村民の皆様がそれぞれの分野と立場で、村づくりに参与することを期待する」ともに限りない御多幸と御繁栄を祈念申し上げます、私の年頭のごあいさつといたします。

はじめ、「虎の威をかる狐」虎の尾をふむ」「虎口をのがれる」などいろいろあります。いずれも虎が強いもの、危険なものとして登場しています。

では虎の巻とはどういうことかと調べてみましたら、中国古来の兵法書、つまり、いくさの仕方を教える書物に由来する言葉のようでした。

ところで、最近では乱伐や焼畑農業によって熱帯雨林が減少し、森林に棲む虎の生存も脅かされています。本当に恐ろしいのは、虎よりも人間の所業だということでしょうが。

虎年を契機に自然保護の大切さをもう一度みんな考えたいものです。



# 成人の自覚を行動に

## はたちになったら国民年金

会社や役所、学校などに勤めて給与をもらっている方は、厚生年金、共済組合といった年金に自動的に加入しています。しかし、その他の方は、はたちになると国民年金に加入しなければなりません。

### 加入手続は市区町村で

国民年金には、当然加入と任意加入があり、加入者は次のとおりです。

●当然加入の人  
▼農林、漁業、自営業、自由業

などを営む給与所得者以外の人。

▼無職の人（二十歳以上五十九歳までの方）

▼厚生年金に加入していないサラリーマン（給与所得者）

▼サラリーマンの妻（専業主婦で、二十歳以上五十九歳までの方）

●任意加入の人

▼昼間部の学生

◇

◇

手続は、住所地の市区町村でできます。はたちになったら、国民年金の手続を忘れずに。

# 成人おめでどう 社会に生かせ

# はたちの力

# あなたの心を伝えよう

## 「はたちの献血」キャンペーン

今年で第10回を迎える「はたちの献血」キャンペーン。（社）日本民間放送連盟（民放連）主催で、はたちの人を中心に献血の輪を拡げるイベントです。ラジオとジョイントし、地域社会での献血運動が1月13日から3月13日まで繰り広げられます。

### 大量に必要な輸血用血液

昨年は、1日平均約4,782リットル（200Cの牛乳パックで23,910本）もの血液が手術などに使われました。

輸血用血液は年々増加しており、手術時には大量に必要です。病気やケガで苦しんでいる人の尊い命を救うため、社会の一員として献血にご協力ください。

見知らぬだれかに、  
あなたの心の温かさが伝わります。

# あなたの声が社会に生きる

## はたちと選挙権

わたしたちは、二十歳になると選挙権が与えられます。そして投票をすることで国の政治や地方政治に参加することができるようです。

しかし、実際に投票できるようになるには、「選挙人名簿」に登録されていなければなりません。選挙人名簿に登録される資格は次のとおりです。

①その市町村に住所を有する日本人で②三ヶ月以上住民基本台帳（住民登録）に登録されている③満二十歳以上の。

毎年九月（選挙があれば、その直前）に登録されることになっています。一度名簿に登録されると、住所を変えない限り永久に登録されます。

大切な選挙権を有効に使うためにも、引越など住所を変えたときは、必ず住民票の移動届を出してください。

また、「だれに投票しても同じこと」と棄権してしまう人がいます。これでは、あなたの意見は少しも政治に反映されません。

二十歳になった皆さん、これからは選挙のたびにあなたの手



元に「投票所入場券」が送られてきます。立候補者をよく知り、自分の代弁者としてふさわしい人を選んでください。

### 立候補者を知る手がかり

候補者を知る手がかりには、街角に掲示されるポスターのほか、次のようなものがあります。

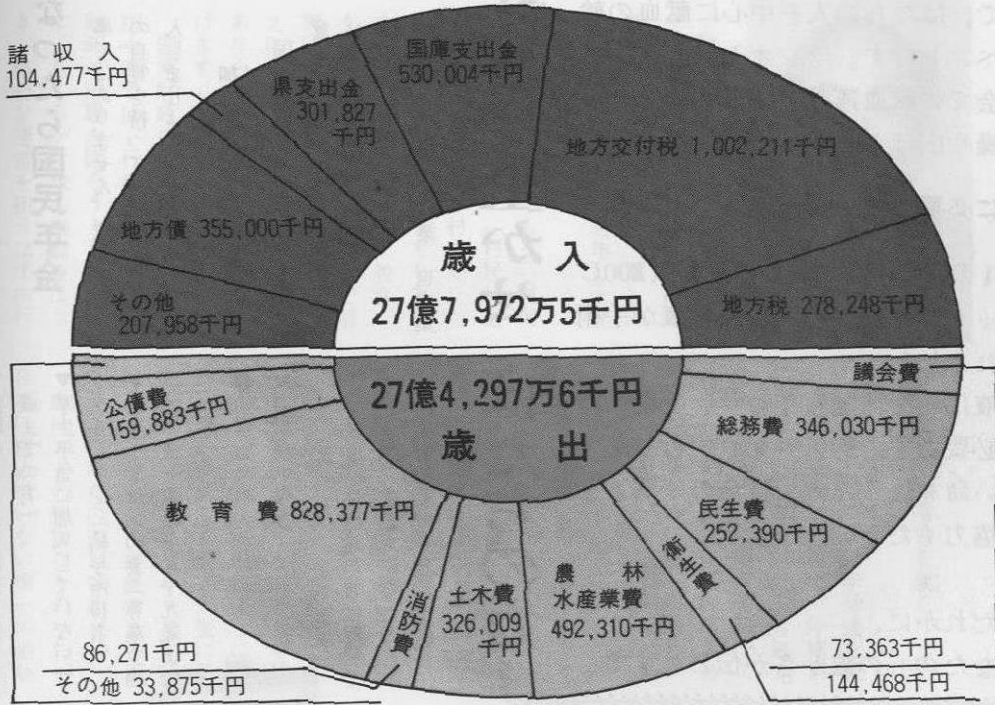
- ▼選挙広報（新聞などに折り込まれることが多い）
- ▼街角演説
- ▼個人演説会（ポスターで日時や場所が知らされる）
- ▼立会演説会（ポスターで日時や場所が知らされる）
- ▼政見、経歴放送（テレビやラジオで放送）

# 今帰仁村民の家計簿を ご覧下さい



昭和59年度は36,749千円の黒字決算に

## 一般会計



最近3ヶ年間の決算の推移

年度	区分	対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率	
		歳入総額	%	歳出総額	%	歳入歳出差引	%
昭和59年度		2,779,725千	8	2,742,976千	8	36,749千	△15
昭和58年度		2,574,022	4	2,530,974	4	43,048	9
昭和57年度		2,484,492	△5	2,444,888	△3	39,604	△79

昭和五十九年度の村の財政は、「住民が主体となる村づくり」を村政の原点として進めてまいりました。

しかし、国の行政改革のあおり、経済の低迷等、村の財政をとりまく状況は、たいへん厳しいものでありましたが、できるかぎり村民のニーズにこたえるという方針のもと、適正かつ効率的な予算の執行に努めました。

具体的には、共同利用温室、花き産地総合整備等の農業基盤整備事業のほか、公営住宅（一八戸）校舎建設事業、コミュニティセンター、村民運動場等、たくさんの方の完成をみる事ができました。

その結果、歳入（二七億七九七二万五千円）、歳出（二七億四二九七万六千円）、実質収支（三六七四万九千円）の黒字決算となりました。

歳入では、地方交付税が三六%、国庫支出金十九%、県支出金十%と全歳入の六五%を占めていることに対し、自主財源である地方税がわずかに十%となっており、村の財政が国庫の行政改革に影響されやすい体質をもっていることが分ります。

次いで歳出では、教育費が全歳出の三十%、農林水産業費が十八%、土木費が十二%と全体の六十%を占めている。これは

### 村有の財産は？

- ▶ 土地 5,742,327㎡
- ▶ 建物 37,456㎡
- ▶ 有価証券 15,136,581円
- ▶ 出資による権利 28,875,000円
- ▶ 自動車 21台
- ▶ 日本電信電話債権 370,000円
- ▶ 基金 131,970,725円

### 村債の状況は？

- 一般公共事業 11,257千円
- 一般単独事業 187,214千円
- 公営住宅建設 63,100千円
- 義務教育施設 295,771千円
- 公共用地取得 141,534千円
- 災害復旧事業 14,044千円
- 厚生福祉施設 20,716千円
- 過疎対策事業 750,159千円
- 地方税減収補てん 14,276千円
- 財源対策費 127,936千円
- 都道府県貸付 59,728千円

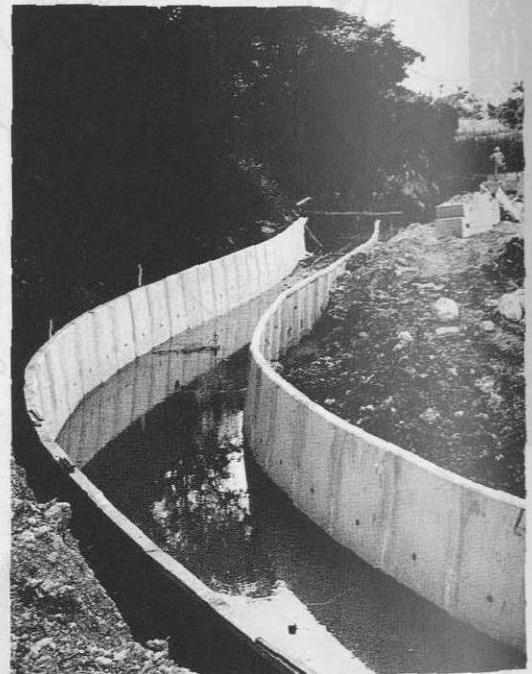
▼モデル事業による排水整備

### 村民ひとり当りの税金は？

●昭和60年3月31日現在人口 9,755人  
 昭和59年度の村民ひとり当たり税金は、合計で28,524円で、内村民税と固定資産税が、それぞれ40.4%、26%と全体の66.4%を占めています。

税 目	収入額(千円)	構成比(%)	ひとり当り 税 額 (円)
村 民 税	112,409	40.4	11,523
固 定 資 産 税	72,414	26.0	7,423
軽自動車税	2,610	0.9	268
村たばこ消費税	43,920	15.8	4,502
電 気 税	24,119	8.7	2,472
土地保有税	22,776	8.2	2,335
合 計	278,248	100.0	28,524

●村民ひとりあたりに使われたお金  
 .....284,954円



五八年度からの継続事業であったコミュニティーセンターや村民運動場、公営住宅、校舎建設事業等の大型工事が行なわれたことによるもので、歳入に反して本村の旺盛な財政需要を示しているものと言えます。

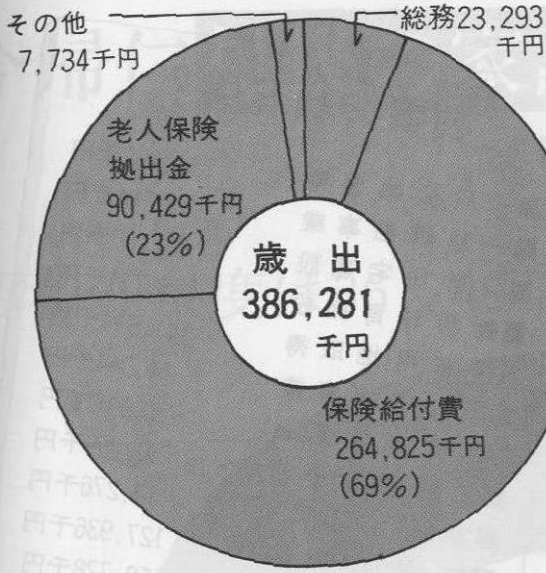
以上のように簡単に決算の概略を述べてきましたが今後の財政運営についても、厳しい財政状況を認識し、事業の効果、優先度、執行体制等を十分検討しその成果を最高度に高めるため行政事務の合理化を高めていきたいと思えます。

# 昭和59年度特別会計決算

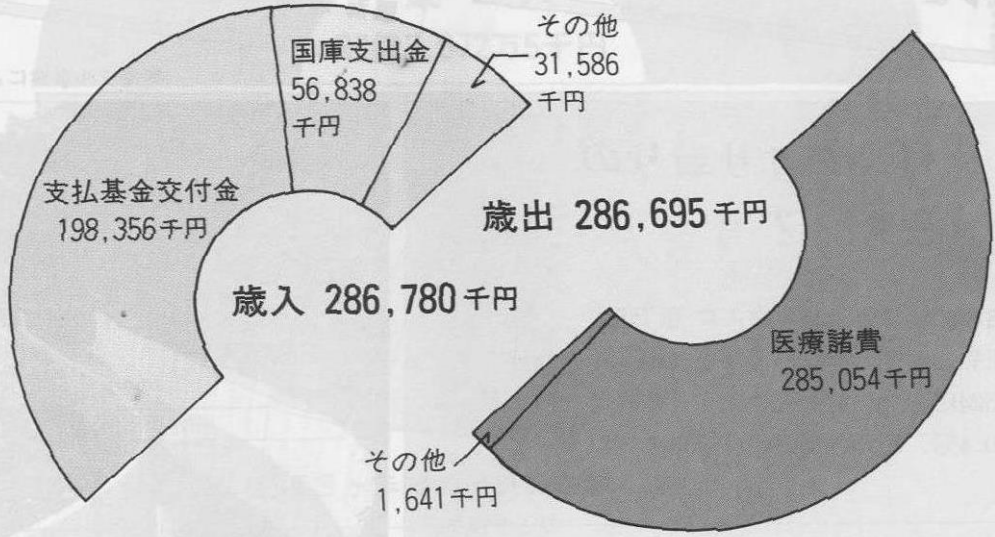
国民健康保険  
事業会計

## 歳入

保 險 税	106,483 千円
国 庫 支 出 金	264,772
療養給付費交付金	5,450
都道府県支出金	165
共 同 事 業 交 付 金	1,290
基 金 繰 入 金	10,390
繰 越 金	19,199
その他の支出	1,666



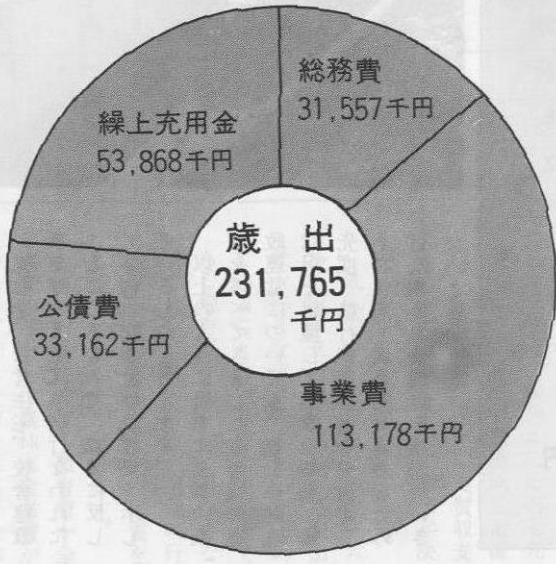
老人保険医療事業会計

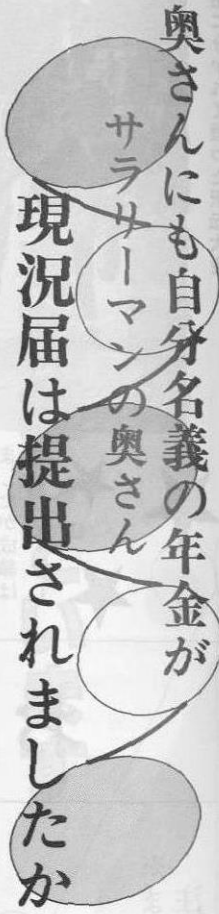


## 歳入



水道会計決算





これまでの国民年金では、サラリーマンの奥様は、加入するかしないかは自由でしたが、昭和六十一年四月から実施される「新国民年金」では、二十歳以上五十九歳までのすべてが加入して、自分名義の年金を受けるようになります。

そして、このうち、厚生年金に加入している御主人に扶養されている奥様は、自分で保険料を納めなくてもすむ第三号保険者となります。ただし、そのためには、市町村に届け出ることが必要です。

**届出の必要な奥さん**

今回、届出の必要な方は、次の三点のどれかに該当する方です。

① 夫が厚生年金の加入者であること。

② 夫が大正十年四月二日以降に生れた方であること。

③ 主として、夫の収入で生計を維持していること（健康保険の被扶養者になっていること）。

**届出のしかた**

現在、国民年金に任意加入している方には、社会保険庁から

「国民年金任意加入被保険者現況届」が送られて来ていると思います。

その用紙に必要な事項を記入し、夫の勤務先で、事業主の確認を受けたうえ、村役場年金係に、昭和六十一年一月三十一日まで提出して下さい。

なお、夫の勤務先の確認が受られない場合は、届書に夫の年金手帳と健康保険被保険者証を添えて、直接村役場年金係で確認を受けて下さい。

次に、現在国民年金に任意加入していない奥さんは、六十一年四月から第三号被保険者となりますので、六十一年四月以降、住所地の市町村役場で加入の手

続きをしていただくことになっています。

**届出の必要がない奥さん**

夫が厚生年金加入者であつても、奥さん自身相当な収入があつて、夫の被扶養者にならない方や、共済組合加入者の奥

**あとがき**

さんは、届け出る必要はありません。なお、共済組合加入者の奥さんについては、現在国会で審議中の共済組合法改正案が成立し次第、必要な届出をしていただくこととなります。

なお、この届出について、わからないことがありましたら、村役場年金係（五六一二〇一）または、社会保険事務所（五二一五二二）までおたずね下さい。

**（第3号被保険者）**

夫の厚生年金制度からまとめて届出、市町村に届出をすれば、保険料を納めなくてよい。



夫が厚生年金加入、妻は家事に専念

**子宮ガン検診のお知らせ**

老人保健法による子宮ガン検診を次のとおり実施します。

- 日 時 昭和61年1月10日（金）
- 場 所 村コミュニティーセンター
- 受付時間 ▶西側（字玉城～字今泊）  
12時30分～13時まで。  
▶東側（字古字利～字仲宗根）  
13時～13時30分まで。
- 対象者 村内の婦人全員
- 検診料 400円。30歳以下1,800円

**乳ガン検診のお知らせ**

このたび、婦人会では、皆様のかねてからの要望にお答えして、子宮ガン検診と同時に乳ガン検診を行なうことにしております。

月に一度の自己検診、年に一度の定期検診で乳ガンから自分を守りましょう。

- 日 時 昭和60年1月10日（金）
- 場 所 村コミュニティーセンター
- 受付時間 14：00～15：00まで
- 対象者 婦人（都合により150名）
- 検診料 800円

# 湧川区で字内駅伝大会

## 総合展示会も行なう

地域に住む若者が、地域を支える基礎であることを自覚するとともに、区民の融和と協同性を培うため、「第三回湧川区内駅伝大会が、十一月二十四日に行なわれました。



湧川区青年会及び湧川区消防団の共催で行なわれる本大会は、区内駅伝にふさわしく、湧川区内の全集落を二周するかたちでつくられた九区、十・七キロメートルで熱戦が行なわれた。

その結果は、

中学生が三十七分四二秒で優勝、以下、二位：四組（四・五班）、三位：三組（三・九班）、四位：一組（一・十班）、五位：二組（二・十一班）、六位：五組（六・七・八班）でした。

なお区間賞の表彰も行なわれましたが成績は次のとおりです。

- ▼一区（一・六km）——五組 大城清彦
- ▼二区（一・四km）——四組 知念孝信
- ▼三区（一・〇km）——二組 金城孝子
- ▼四区（一・〇km）——三組 真栄田義夫
- ▼五区（一・五km）——三組 玉城 純
- ▼六区（〇・六km）——一組 安田栄蔵
- ▼七区（〇・五km）——二組 川上清孝
- ▼八区（一・五km）——一組 嘉陽安彦
- ▼九区（一・六km）——中学校 安田智治

## お願い

村立診療所に内科及び小児科が開設されたことに伴い、診療所内の電話番号が区分されます。

### 村立診療所より

内科 五六—三五八一  
 歯科 五六—三〇〇四

※まちがいの電話は、相手の迷惑になります。注意しましょう。



▶写真は、総合展示会と併行して行なわれたバザー。ミカン・大根から手づくりのカステラまで並べられ訪れた参観者に好評を博した。

### 総合展示会も開催

十二月六日湧川区（嘉陽宗竹区長）では、「第三回総合展示会」が行なわれました。会場となった湧川集落センターには、字内の三生改グループ、農協婦人部、青年会、子ども会等、全住民が協力して展示された。菊、ラン、着物、写真、図画など三百点余が並べられ訪れた参観者の目を楽ませていた。



# 村立保育所の

## 園児を募集しています

村立の四保育所（仲尾次、中央、仲宗根、今帰仁）では、昭和六十一年四月の入所希望園児を募集しています。

申込みの締切は、昭和六十一年一月末日です。

希望者は、申込用紙に入所希望児の健康診断書、住民票謄本、その家庭が次のいずれかの事情

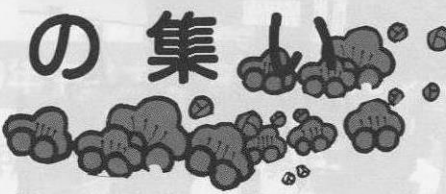
### 保育所入所基準

保育所へ入所できる児童は、その家庭が次のいずれかの事情

- (1) (家庭外労働) 児童の母親が昼間家庭の外で仕事をするこ  
とが普通なので、その児童の  
保育ができない場合。
- (2) (家庭内労働) 児童の母親が  
昼間家庭で児童とはなれて日  
常の家事以外の仕事をするこ  
とが普通なので、その児童の  
保育ができない場合。
- (3) (母親のいない家庭) 母親の  
死亡、行方不明、拘禁などの  
理由により母親がいない場合  
の家庭。
- (4) (母親の出産等) 母親が出産  
の前後であったり、病気であ  
ったり、心身に障害があった  
りするので、その児童の保育  
ができない場合。
- (5) (病人の看護等) その児童の  
家庭に、長期にわたる病人や、  
心身に障害のある人があるた  
め、いつもその看護にあつた  
ており、その児童の保育がで  
きない場合。
- (6) (家庭災害) 火災、風水害、  
地震などの不幸があり、その  
家庭を失ったり、破損したた  
め、その復旧の間児童の保育  
ができない場合。

※なお、詳しいことについては、  
厚生課児童福祉係へお問い合  
せ下さい。(五六―二一〇一)

# 新年の集い



村では、1月4日午後2時から、村  
コミュニティーセンターホールにおい  
て、「昭和61年度新年の集い」を開催  
いたします。

これは新年を迎え、気持ちも新たに  
村民が一堂に会し、親睦と融和を深め  
ることによって、今帰仁村のよりよい  
発展に寄与しようとするものです。

■会費 1人1000円

■出席者 どなたでも参加できます

■方法 立食パーティー形式

※村民多数の参加を希望します。

なお新年の集いのお問い合わせは役  
場総務課（56-2101）へどうぞ。

## 成人式のごあんない

村では、昭和六十一年の成人  
式を、一月十五日午後二時から  
村コミュニティーセンターで行  
ないます。

今年の対象者は、昭和四十年  
一月十六日から、昭和四十一年  
一月十五日までに生まれた方。

なお、村出身の村外在住者も  
参加できますので、希望者は、  
厚生課までご連絡ください。

# 青年隊に参加し 近代技術を身につけよう

機械技術者として活躍しようとする青年、  
社会の中堅青年として活躍しようとする青年、  
農業自営を志す青年、海外へ移住しようとする青年を集めて「働きながら学ぶ」ことを基調として、規律ある協同生活を通して、協調の精神とたくましい開拓精神を養成させるとともに、必要な知識と技術を習得させ、地域社会に役立つ青年を育成する青年隊員を募集しています。

※募集人員 90名

### ※応募資格

- (1) 義務教育を修了した満25歳までの独身男子。
- (2) 心身健全で共同生活を守りうる者

### ※訓練期間

自 昭和61年4月1日(火)  
～至 昭和61年9月19日(金)

### ※申込方法と申込先

次の書類を添えて、村長又は青年会長、あるいは出身学校長を経由して、東村字平良380番地の1、社団法人沖縄産業開発青年隊あてお申し込み下さい。

- (1) 志願書(履歴、家族構成、同意書、推薦書(村長又は青年会長又は出身学校校長等)……1通
- (2) 健康診断書…1通

### ※募集期間

自 昭和60年12月16日(月)  
～至 昭和61年2月25日(火)

詳しくは、村役場経済課(56-2256)又は、沖縄産業開発青年協会(43-2118)へお問い合わせ下さい。



▲村体育指導員の大城学さんの話にききいる受講生

これはスポーツの生活化の重要性を認識し、家族で気軽に楽しめる「軽スポーツ」を紹介するとともに、軽スポーツへの正しい理解と関心を深め、その普

「健康なからだど、ふれ合いの輪をひろげよう」をテーマに、教育委員会主催による第一回レクリエーション大会が十二月一日、今中体育館で開催されました。

及と振興を図り、健全な家庭づくりと村民の健康増進に寄与するために行なわれたものです。会場には、老人クラブ、婦人会を中心に約五十名の方が参加。平らな白いボールに赤い羽根を四本さした形の、ちようど羽根つきの羽根を大きくしたような用具を、六人制バレーボールのルールに準じて得点を競うスポーツ、「インディアアカ」に汗を流しました。

この日は、久志小学校の教諭

# あなたも初めてみませんか 軽スポーツ「インディアアカ」

の具志堅美智子先生を招いて、沖縄舞踊、日本舞踊、フォークダンスの講習会も行なわれ、人をそらさない話術にひかれ、楽しそうに踊っていました。

る八名の体育指導員がおかれております。  
特別な用具、場所が必要でなく、老若男女がいつしよに楽しめる軽スポーツに興味のある方々は教育委員会(社会教育課)にお問い合わせ下さい。



## 昭和60年中に土地や建物を売ったときの税金の計算方法

### ●譲渡所得の税金の計算方法

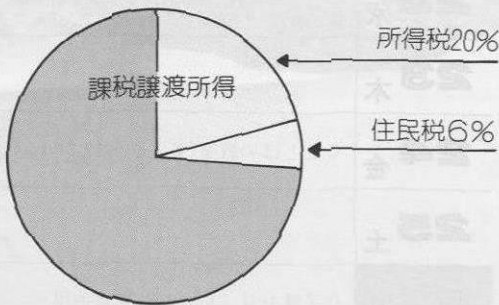
土地や建物を売ったときの譲渡所得に対する税金は、他の所得と区別し、さらに譲渡した土地や建物をいつから持っていたかによって、長期譲渡所得と短期譲渡所得とに区分した上で、それぞれ別の方法で税額を計算します。

### ●長期譲渡所得の税金の計算

昭和49年12月31日以前から引き続き所有していた土地や建物を売った場合です。

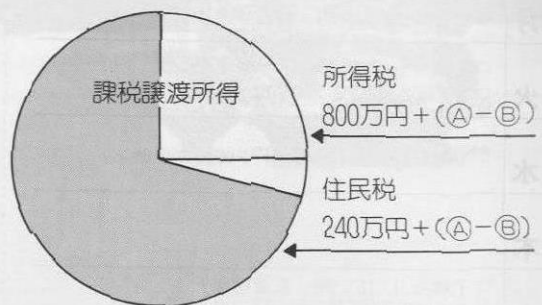
#### ①課税譲渡所得が4,000万円

までのとき



#### ②課税譲渡所得が4,000万円

を超えるとき



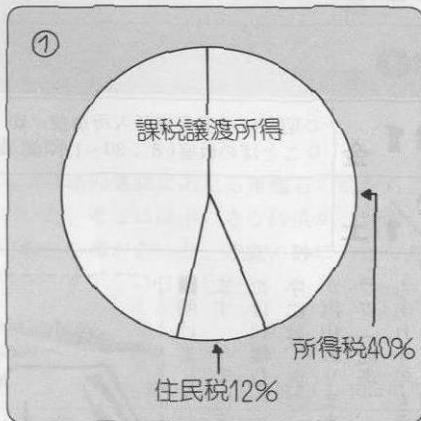
$$A = (\text{その他の課税所得} + \text{課税譲渡所得} \times 1/2) \times \text{税率}$$

$$B = (\text{その他の課税所得} + 2,000\text{万円}) \times \text{税率}$$

### ●短期譲渡所得の税金の計算

昭和50年1月1日以後に取得した土地や建物を売った場合です。

①と②のどちらが多い額



②

$(C - D) \times 110\%$ …所得税、住民税それぞれについて計算します。

$$C = (\text{その他の課税所得} + \text{課税譲渡所得} - 50\text{万円}) \times \text{税率}$$

$$D = \text{その他の課税所得} \times \text{税率}$$



税金についての相談は、税務相談室へ。

税務相談室(0988)67-6815・63-7746



1月1日  
2月1日

# 村民カレンダー



1	水	
2	木	○第8回新春マラソン大会(13:00、役場前)
3	金	
4	土	○御用初め ○昭和61年新年の集い(14:00~コミセン)
5	日	○新春ゲートボール大会(8:30~村営グラウンド)
6	月	○定例区長会(14:00、役場会議室) ○でぞめ式(7:30~村営グラウンド)
7	火	○手話サークル(19:00~コミセン) ○ことばの教室(8:30~12:00、コミセン)
8	水	○心配ごと相談(13:00~17:00、コミセン)
9	木	
10	金	○子豚セリ(13:00~家畜市場) ○ことばの教室(8:30~12:00、コミセン) ○子宮ガン検診(12:30~コミセン)
11	土	○金融機関休日
12	日	
13	月	
14	火	○手話サークル(19:00~コミセン) ○ことばの教室(8:30~12:00、コミセン)
15	水	○成人の日 ○成人式(14:00~コミセン) ○農協青年部駅伝(10:00~農協前) ○心配ごと相談(13:00~17:00、コミセン)
16	木	○肉用牛セリ(12:00~家畜市場)

17	金	○ことばの教室(8:00~12:00、コミセン)
18	土	
19	日	
20	月	○定例区長会(14:00、役場会議室) ○ツベルクリン反応(9:00~コミセン)
21	火	○手話サークル(19:00、コミセン) ○ことばの教室(8:30~12:00、コミセン)
22	水	○BCG予防接種(9:00~コミセン) ○ことばの教室相談日(9:30~12:00、コミセン) ○心配ごと相談(13:00~17:00、コミセン)
23	木	
24	金	○ことばの教室(8:30~12:00、コミセン)
25	土	
26	日	○子豚セリ(13:00~家畜市場)
27	月	
28	火	○手話サークル(19:00~コミセン) ○ことばの教室(8:30~12:00、コミセン)
29	水	○心配ごと相談(13:00~17:00、コミセン)
30	木	
31	金	○昭和61年度保育所入所申請〆切 ○ことばの教室(8:30~12:00、コミセン)
2	土	

■猫でない証拠に、竹を描いておき。この九ヶ月、「広報なきじん」の名前にささえられ、ただ、一生懸命で、いつのまにか正月を迎えたような気がします。今年、改めて昨年よりましな広報を届ける事ができるように努力したいと思えます。どうぞよろしくお願いします。

■一年の計は、元旦にあり。といます。皆さんにはこの一年どんな年でありましたでしょうか、大吉、小吉人それぞれの思いで正月を迎え、新しい年にはまた何かいいことが起こるような気がしませんか。

■村役場の平常業務は、一月四日からになります。

■明けましておめでとうございませう。今年、寅年、虎がアジアだけに棲むためでしょうか、漢字には、虎の一字をとった熟語が沢山あります。トラガリ、トラフ(虎斑)、トラヒゲ等、ともあれ今年も虎のように、目をみはって、前をしつかり見て進みたいものです。

## 編集後記

